平成２８年（フ）第２２４３号
札幌市西区二十四軒２条６丁目２番２―801号
破産者　吉田　昌史
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８号
札幌市厚別区厚別北３条５丁目30番７―201号
破産者　阿部　剛宜
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８号
札幌市東区北31条東18丁目４番12―202号
破産者　上野　貴博
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１８号
札幌市豊平区平岸４条９丁目７番18―201号
破産者　浜坂　正路
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１９号
札幌市豊平区平岸４条９丁目７番18―201号
破産者　浜坂美奈子（旧姓若狭）
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２号
秋田県にかほ市平沢字前谷地107番地５
破産者　宝池加奈子
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第９５７号
埼玉県久喜市菖蒲町新堀3054番地４、破産手続開始時の住所埼玉県北足立郡伊奈町大字小室7531番地４
破産者　佐藤つぐみ
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
さいたま市緑区大字三室1329番地２　ファミール壱番館101号
破産者　細野　孝夫
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
福井県越前市幸町７番15号
破産者　コカジ靴店こと　小鍛治利朗
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３８号
福井県越前市幸町７番15号
破産者　小鍛治利一
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０８号
名古屋市守山区守山１丁目５番24号　マンショングレース105号、従前の住所名古屋市守山区西島町20番５号　グランドール瓢箪山101号
破産者　エヌディーエスこと　西川由岐男
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７１号
名古屋市中区錦１丁目８番４号　グリーンハイツ錦５Ａ号、従前の住所名古屋市東区泉１丁目17番22号　キャンドルつちや３階Ａ号室
破産者　大島　佳奈
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０２号
名古屋市中川区昭明町２丁目34番地の２
破産者　丹羽　康宏
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９８号
名古屋市中村区亀島２丁目２番27号　アルカンシェル名駅702号
破産者　安藤　直也
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４号
京都府亀岡市上矢田町岩田１番地10
破産者　數井　　禎
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
兵庫県豊岡市日高町奈佐路734番地
破産者　橋本　一哉
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４号
鳥取県鳥取市気高町北浜３丁目16番地
破産者　原田　　明
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
広島県福山市鞆町後地999番地９
破産者　池田　憲和
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４３号
熊本市中央区坪井６丁目12番１―502号　クローバーマンション坪井中央公園
破産者　北原さゆり
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係